

センター からの

お便り

2016
5月号
隔月発行

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
TEL 086 (226) 1019 (2016.5月発行)

Contents

- 消費生活に関するご相談
- 消費者被害撲滅キャンペーン
- 消費生活講座
「住まいの安全対策【家電編】」
- 第3次岡山県消費生活基本計画を策定しました
- 多重債務無料法律相談
- 消費生活相談事例
- ビデオ・DVDライブラリー

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… **086 (226) 0999** 火曜日～日曜日 9:00～16:30

津山分室 …… **0868 (23) 1247** 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

●消費者ホットライン **局番なし 188** (身近な消費生活窓口につながります。「188泣き寝入り」で覚えて下さい。)

●岡山県消費生活センター **FAX:086 (227) 3715**

●岡山県消費生活センター **e-mail: syohi@pref.okayama.lg.jp**

●消費のアドバイス **山陽新聞 毎月1回掲載**

●岡山県消費生活センターTwitter アカウントID **@SyohiOkayamaken**

5月は消費者月間

みんなの強みを活かせ ～安全・安心な社会に一億総活躍～「消費者被害撲滅キャンペーン」を実施します。

毎年5月は「消費者月間」です。今年は「みんなの強みを活かせ ～安全・安心な社会に一億総活躍～」を統一テーマに、消費者、事業者のみなさんと行政が一体となり、消費者問題について考えていただき、自ら考え、行動する自立した消費者になっていただくための行事を集中的に行っています。

岡山県内でも、「消費者被害撲滅キャンペーン」として講演会、消費生活講座などの各種イベントを開催します。

また、岡山県では、5月22日(日)にシティライトスタジアムで開催されるフジアーノ岡山の公式戦で「消費者被害撲滅デー」として選手の皆様にもご協力いただいて、啓発イベントを開催いたします。若い世代の方々にも消費者問題への関心を高めていただきたいと思いますので、こちらにもご家族そろって是非お越しください。

消費者被害に遭わないためには、知識・情報を持った賢い消費者になること、また、身近な市町村の消費生活窓口を中心とした地域でのネットワークを活用して悪質商法の撲滅に取り組むことが大切です。

困ったときには、ひとりで悩まず、「消費者ホットライン」局番なしの**188(イヤヤ!)**にご相談ください。



©岡山県「ももっち」

「住まいの安全対策【家電編】

～意外と多い家の中の危険～

講師：パナソニック株式会社エコソリューションズ社

何気なく使っている家電製品も使い方を誤ったり、手入れを怠ったりすると事故や火災につながることがあります。安全に使うためのポイントや震災対策などについてわかりやすく解説していただきます。

参加希望の方は、岡山県消費生活センターに電話、FAXまたは電子メールでお申し込みください。

TEL 086-226-1019 FAX 086-227-3715

電子メール **syohi@pref.okayama.lg.jp**

※定員70名に達しますとお断りする場合がありますので、ご了承ください。

平成28年
5月20日(金) 13:30～15:00
in 岡山県消費生活センター

「第3次岡山県消費生活基本計画」を

基本目標・重点目標

4つの基本目標と13の重点目標を定め、目標ごとに具体的な施策の方向を示しています。

基本目標Ⅰ 安全・安心な商品・サービスの確保

食品、家庭用品、医薬品、住宅等について安全が確保され、消費者が安心してできるよう、指導や監視、情報提供などを行います。

安全・安心な商品・サービスの確保のうち、食の安全・安心の確保については、「岡山県食の安全・食育推進計画」に基づく取組を進めます。

重点目標1 生産から消費に至る一貫した食の安全確保

重点目標2 商品(食品以外)・サービスの安全性の確保

重点目標3 安心の定着に向けた信頼の確立



基本目標Ⅱ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保

合理的に商品サービスを選ぶためには、適正な規格や表示、公正・公平な取引、公正な価格、必要な商品やサービスの安定供給などが必要です。

各種法令に基づいた指導や監視、消費者への情報提供などを行い、自主的かつ合理的な選択の機会の確保を図ります。

重点目標1 規格・表示等の適正化

重点目標3 公正な価格の形成

重点目標2 取引における公正・公平の確保

重点目標4 生活必需品の安定供給

基本目標Ⅲ 自ら考え行動する消費者への支援

消費者自身が知識を持ち、合理的に判断し、行動できるようライフステージに応じた消費者教育を推進するとともに、環境に配慮した消費行動など、社会の一員として持続可能な社会形成に関与していく取組を推進します。

重点目標1 消費者教育の推進

重点目標3 消費者の組織活動の促進

重点目標2 環境にやさしい消費生活の促進

重点目標4 消費者の意見の反映

基本目標Ⅳ 消費者被害の防止・救済

消費者被害防止、早期発見、迅速な対応のため、県消費生活センターの充実及び市町村の相談体制充実への支援を行います。特に、高齢者及び障害のある人等については、福祉関係者や周囲の人などと連携した消費者被害の防止・救済体制構築を支援します。

重点目標1 消費者被害の防止

重点目標2 消費者被害からの救済

計画期間中の重点施策

◎目標値 (H32) を設定

施策1 消費者教育の推進

自立した消費者の育成のため「岡山県消費者教育推進計画」に基づき、ライフステージに応じた体系的な消費者教育を推進します。

(施策例)

消費生活セミナーの実施
消費者教育のための教材作成 等

目標値

消費生活セミナー受講者数	7,000人/年度
教員向け消費者教育講座受講者数	350人(累計)

策定しました

この計画は、平成28年度からの5年間を計画期間とし、県行政の各部門における消費者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。
皆様のご理解とご協力をお願いします。

施策2 地域における消費者問題解決力の強化

消費者被害の防止、早期発見、迅速な対応のため、市町村の消費生活相談体制の充実と、特に高齢者等の被害防止、相談機関への誘導のため、地域の見守りネットワーク構築等を進めます。

(施策例)

市町村相談体制整備への支援
地域の見守りネットワーク構築支援 等

目標値

- 消費生活センターの設置
 - ①人口5万人以上の市 6市
 - ②人口5万人未満の市町村 11市町村以上
- 消費生活相談員の配置 17市町村以上
- 市町村消費生活相談窓口の認知度 30%以上
- 「消費者安全確保地域協議会」の設置 (人口5万人以上の市) 6市

施策3 悪質な事業者の監視・指導・取締りの強化

国や他の都道府県等とも連携し、悪質な事業者への監視・指導を強化するとともに、必要に応じて厳正な行政処分及び事業者名の公表を行います。

(施策例)

特定商取引法、景品表示法、食品表示法等に基づく監視、指導、処分 等

目標値

- 全国消費生活情報ネットワークシステムで情報収集を行う市町村 27市町村



計画の進め方

次のことに考慮して推進していきます。

- ①推進体制
- ②県民、各種団体等と連携
- ③国、他の都道府県、市町村との連携
- ④具体的施策の進捗状況の調査及び見直し
- ⑤諸情勢の変化への対応

SOS



多重債務無料法律相談会

借金問題は解決できます！

一人で悩まず、勇気を出して相談してください。

頼りになる弁護士・司法書士が無料で法律相談を行います！！

(予約不要、駐車場あり、秘密は守られます)

開催日時	会場
平成28年7月9日(土) 午前10時～午後3時	岡山県消費生活センター
平成28年9月24日(土) 午前10時～午後3時	津山市総合福祉会館(3階中会議室) 津山市山北520(津山市役所の東隣)
平成28年11月19日(土) 午前10時～午後3時	岡山県備中県民局(会議棟1階会議室) 倉敷市羽島1083
平成29年2月18日(土) 午前10時～午後3時	岡山県消費生活センター

問い合わせ先

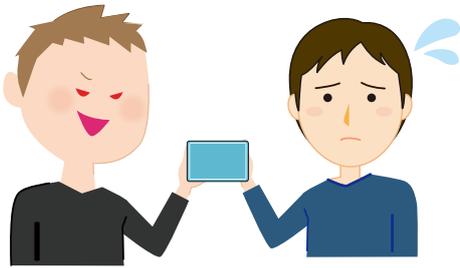
岡山県くらし安全安心課

直通電話：086-226-7346(平日の9時～17時)

※多重債務の相談は、弁護士会等の専門機関のほか、県消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口でも受けています。事情をお聴きして法律の専門家に橋渡しをいたしますので、都合で上記の相談会に来られない方も、県や市の相談窓口までお問い合わせください。

●消費生活相談事例●

消費者金融カード渡し被害！



息子が知人から「カードを作るだけで謝礼がもらえるアルバイト」と誘われて、消費者金融のカードを作って渡し、暗証番号も教えてしまったようだ。カードが使われて限度いっぱいまで借入れされてしまったが、返済されない。

(岡山市 男性)

消費者へのアドバイス

社会の仕組みについての知識が乏しい若者や学生を狙った悪質な「名義貸し」の相談が、大学生や新社会人などの若い世代（本人や保護者）から数多く寄せられています。

友だちや先輩の言うことだからと「断りきれずに」名義を貸してしまうケースがほとんどですが、この手口は、こうした人間関係を悪用して行われることが多いので、くれぐれも注意が必要です。

名義を貸した本人は「自分はだまされた」と主張しますが、借入れしたお金は本人が使わなくても法的には名義人本人の債務であり、支払義務は名義人本人にあります。だまされたとはいえ、カード会社の請求から名義人である被害者は逃れることはできません。

さらに、本人が利用する目的以外で消費者金融やクレジット会社と契約したり、作ったカードを他人に譲渡や貸与した場合は、消費者金融やクレジット会社をだましたとして、詐欺を疑われる可能性があります。

また、友人や知人を紹介してくれたら謝礼をされると言われて自分の友だちを紹介し、被害を拡大させてしまった場合も、詐欺の共犯として疑われる可能性があります。

名義貸しの被害にあってしまったときは、すぐに弁護士などの専門家に相談してください。

おかしいと思ったとき、不安を感じたときには「断る勇気」があなたを守ってくれます。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

消費生活ビデオ・DVDライブラリー

ビデオ・DVDライブラリーに次のDVD、CD教材が加わりました。

これで安心！金融商品のご購入

「投資信託」編／「変額年金保険」編

企画・発行 全国銀行協会

金融商品(投資信託、変額年金保険)を購入する際の注意点を丁寧に解説します。

25分



一般者向け

* 貸出については、当センターへお申し出ください。TEL (086) 226-1019

* ビデオ・DVDライブラリーの在庫については、当センターのホームページをご覧ください。

<http://www.pref.okayama.jp/site/syohi/koho-v-list.html>